機能等証明書

１　機能等証明書とは

⑴　機能等証明書とは、例示品と異なるものを納入しようとする機器が仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類です。例示品と同じであれば、下記3提出書類(2)～(3)は提出不要です。

⑵　入札に参加するためには、定められて期日までに機能等証明書の承認を受けなければなりません。

２　機能等証明書の提出

⑴　提出期限　　令和６年11月６日（水）　午後５時

⑵　提出先　　〒８７０－８５０３

大分県大分市府内町３丁目１０番１号　県庁舎別館７階

大分県教育庁教育デジタル改革室

メールによる提出先：a31070@pref.oita.lg.jp

⑶　注意事項

ア　機能等証明書の内容に関して説明を求めることがあるので、持参することがのぞましいですが、メールや郵送により提出する場合は、教育デジタル改革室の担当者からの質問に受け答えができる方の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明記してください。

イ　書類に不備が認められたときは受付をしない場合がありますが、これを理由に提出期限を延長することはできませんので、余裕をもって提出してください。

３　提出書類

⑴　機能等証明書（様式１）※例示品と同じ場合は不要

⑵　納入機器仕様一覧表（様式２）※例示品と同じ場合は不要

⑶　製品仕様書またはカタログ等※例示品と同じ場合は不要

上記⑵の内容を確認するための資料であるため、該当箇所にマーカを引く、赤色ボールペンで囲むなど担当者が確認しやすいようにすることが望ましいです。

⑷　業務提携証明書及び保守等体制証明書

様式は任意としますが、保守等体制証明書には入札参加者、納入（機器提供）業者、保守業者については、事業所名、住所、責任者、人員数、連絡先を必ず記載すること。両証明書とも見本を添付しますので、参照してください。

４　提出に際しての注意事項

⑴　提出書類のサイズは、Ａ４版とし、上記３の順番に綴って提出してください。

　　※別々に送付する際にはその旨を明記してください。

⑵　上記３の⑶「製品仕様書またはカタログ等」については、上記３の⑵「納入物品仕様一覧表」における「資料Ｎｏ」のインデックスを貼付する等担当者が確認しやすくすること。